三　当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
四　当該汚染土壌の量
五　当該汚染土壌を受け入れた年月日
六　当該汚染土壌の処理が終了した年月日
七　排出水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
イ　当該測定に係る試料を採取した年月日
ロ　当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
ハ　当該測定の結果を得た年月日
ニ　当該測定の結果
八　排出水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
イ　当該測定に係る試料を採取した年月日
ロ　当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
ハ　当該測定の結果を得た年月日
ニ　当該測定の結果
九　第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項
イ　当該測定に係る地下水を採取した年月日
ロ　当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
ハ　当該測定の結果を得た年月日
ニ　当該測定の結果
十　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第五条第十六号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項
イ　当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日
ロ　当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称
ハ　当該測定の結果を得た年月日
ニ　当該測定の結果
十一　第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項
イ　第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日
ロ　当該調査を実施した者の氏名又は名称
ハ　当該調査の結果
ニ　浄化等済土壌を搬出した年月日
ホ　浄化等済土壌の搬出先
ヘ　浄化等済土壌の搬出量
十二　第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項
イ　当該汚染土壌を搬出した年月日
ロ　当該汚染土壌の搬出先
ハ　当該汚染土壌の搬出量

（汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請）

第八条　法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書（次項において「変更申請書」という。）を提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
三　汚染土壌処理施設の設置の場所
四　許可の年月日及び許可番号
五　変更の内容
六　変更の理由
七　変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

2　変更申請書には、法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

（許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更）

第九条　法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第二十二条第二項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。

（届出を要する汚染土壌処理業に係る変更）

第十条　法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　第三条各号に規定する事項
二　第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項

（汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出）

第十一条　法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
三　汚染土壌処理施設の設置の場所
四　許可の年月日及び許可番号
五　変更の内容
六　変更の理由
七　第九条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日

2　前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

（汚染土壌処理業の休止等の届出）

第十二条　法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
三　汚染土壌処理施設の設置の場所
四　汚染土壌処理施設の種類
五　許可の年月日及び許可番号
六　休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容
七　休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由
八　休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日
九　休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法